

# 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付のご案内

この制度は、未就学児を持つ保育士に、子どもの預かりに必要な費用の貸付を行うことで、岩手県内の保育士人材の確保を図ることを目的として実施します。

当制度では、岩手県内の保育所等において保育業務等に2年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除になります。

## 1 貸付対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 未就学児を養育し、保育所等を利用している方
- ② 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方

## 2 貸付額（無利子）

ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子ども預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額 123,000 円以内。

## 3 貸付期間

貸付期間は、最長2年間です。

## 4 申請方法

貸付けを希望する方は、当会ホームページから貸付要領・申請書類をダウンロードし、下記の書類を提出してください。

- ① 保育士修学資金貸付等申請書（第1号様式-③）
- ② 申請者する方の住民票抄本
- ③ 連帯保証人の住民票抄本及び課税証明書
- ④ 保育士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて（同意書）
- ⑤ 貸付申請者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類
- ⑥ 保育所等における勤務時間帯が記載された書類
- ⑦ 子ども預かり支援に関する事業の利用時間帯及び料金が記載された書類
- ⑧ 保育士証の写し

\* その他、会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

## 5 貸付審査・決定・交付

貸付要領に基づき、審査を行います。

審査により貸付が決定した方に、貸付金を交付します。

## 6 申請期間

随時、申請受付しています。

## 7 問合せ先

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当

電話 019-601-7023 (平日9時~17時)

\* 詳しくは、岩手県社会福祉協議会ホームページへ \*

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/docs/2017071000028/>

